

第38回大阪市廃棄物減量等推進審議会
次 第

日 時 平成19年10月16日(火) 午後2時30分から

場 所 大阪キャッスルホテル7階 梅の間

議 題

- ・ 中小規模事業者の減量施策についての今後の方向性
- ・ アパート・マンションの収集について

第38回 大阪市廃棄物減量等推進審議会

資料

- ・ 審議内容の項目整理と今回の審議内容 P1
- ・ 第37回審議会における審議内容 P2
- ・ 中小規模事業者の減量施策についての今後の方向性 P3 ~ 7
- ・ アパート・マンションの収集について P8

審議内容の項目整理と今回の審議内容

1 大規模建築物における減量施策について

① 第36回審議会

- ・ 大規模建築物における減量の手法と課題の提起
- ・ ごみ減量等の先進的な取り組み事例の紹介

② 第37回審議会

- ・ 第36回審議会での審議内容の集約 ⇒ 大規模建築物における減量施策の方向性について確認

2 中小規模事業者における減量施策について

① 第37回審議会

- ・ 中小規模事業者における減量の手法と課題の提起（他都市調査に基づく紙ごみの減量手法についてのシミュレーション）
- ・ 10kg未満排出事業所の取り扱いについての課題提起

② 第38回審議会（今回）

- ・ 第37回審議会での審議内容の集約
- ・ 今後の方向性と、ごみ減量(リサイクル)施策のモデル事業の手法の考え方

3 その他の課題

① 第38回審議会（今回）

- ・ アパート・マンションの収集について

第37回審議会における審議内容

《中小規模事業者における減量施策について》

1 大阪市の現状認識

- ・ 事業系ごみの減量に関しては、「排出者責任」に基づき、事業者自らの取組みを推進する。
- ・ 大阪市は、事業者の取組みに対するコーディネーターの役割を果たす。
- ・ 10kg未満排出事業所に対しては、減量施策の手法の一つとして経済的インセンティブを導入することが考えられるが、導入する際には慎重な対応が必要。

2 減量施策検討にあたっての課題（意見集約）

- ・ 減量施策検討に必要な状況を詳細に把握すべき。（事業所の業種・業態別分布状況、リサイクル物の受け皿状況など）
- ・ ごみゼロリーダーの活動状況を詳細に把握すべき。（地域の事業者への働きかけなど）

3 減量施策検討の進め方（意見集約）

- ・ 詳細な状況が十分に把握できていない状況では、一律的な減量施策を行うことは困難。
- ・ 色々な施策の検討が必要であるが、段階的に実施した施策の効果を踏まえながら進めるべき。
（減量施策のモデル実施の検討）
- ・ 大阪市がコーディネーターの役割を果たすには、あらゆる視点から積極的に踏み込むべき。
（例えば、再生品の使用促進など）
- ・ 10kg未満排出事業所の無料収集は、排出者責任の徹底や分別排出の促進などの観点から、見直すべき。

中小規模事業者の減量施策についての今後の方向性

1 基本的な方向性

- ・ 「排出者責任」に基づき、事業者自らの取り組みを推進するため、大阪市はコーディネーターの役割を果たす。
- ・ 具体的な減量施策は一律的な手法ではなく、業種、地域特性を考慮した、あらゆる視点からの減量施策について検討を行う。
- ・ 減量(リサイクル)施策については、モデル的に事業を実施したうえで、その効果・課題を検証しながら、本格実施を検討する。
⇒ モデル事業の対象 : 商店街単位、地域組織(町会等)単位、グループ(フランチャイズ)企業単位 など
- ・ 減量(リサイクル)の対象品目(ターゲット)は、他都市調査等からごみ組成率が高い「再生利用可能な紙類(紙ごみ)」としつつ、現在実施している事業系ごみ排出実態調査の結果を参考にして設定する。
- ・ 10kg未満排出事業所は、減量手法のひとつとして経済的インセンティブの導入について検討を行うが、導入する場合には様々な課題について整理を行う必要があるため、引き続き慎重な検討を行う。
⇒ 経済的インセンティブの具体的な導入手法等について、別途、審議会での議論が必要。

※ 導入する場合の課題

- ・ 住居併設事業所における、「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」の明確な区分
- ・ 事業者への啓発、指導体制
- ・ 不法投棄(家庭系への混入含む)対策

2 ごみ減量（リサイクル）施策のモデル事業の手法の考え方

モデル事業の選定にあたっては、事前に把握が可能な状況（地域特性、業種毎のごみ組成など）を考慮すべきであるが、ごみ組成等の排出実態の詳細については現在調査中のため、地域特性のみを考慮した場合のモデル事業の手法について次のとおり設定した。

（1）大阪市の地域特性について …… 参考資料参照

① 事業所の地域特性

ア 都心部・北部（北、中央、西、淀川など）

- ・ 事業所数が大規模、中規模、小規模全てにおいて多く、大規模、中規模の占める割合が高い。（特に北区、中央区の事業所数は突出している。）
- ・ 産業分類では、製造業を除くあらゆる産業の事業所が多い。

イ 西部臨海部（西淀川、此花、港、大正など）

- ・ 事業所数が総体的に少ない。
- ・ 産業分類では、卸売業・小売業、不動産業、飲食店・宿泊業、その他サービス業の事業所が少ない。

ウ 東部（旭、鶴見、東成、生野、平野など）

- ・ 事業所数が総体的に少ない（生野区を除く）が、小規模の占める割合が高い。
- ・ 産業分類では、製造業の小規模が多い。

エ 南部（阿倍野、住吉など）

- ・ 事業所数は市内平均レベルとなっている。
- ・ 産業分類では、製造業が少ないが、他の産業は市内平均レベルとなっている。

② 資源集団回収団体の地域特性

- ・ 資源集団回収の団体数は、周辺区に多く、中心区は少ない。

(2) 地域特性を踏まえたモデル事業の手法（イメージ）

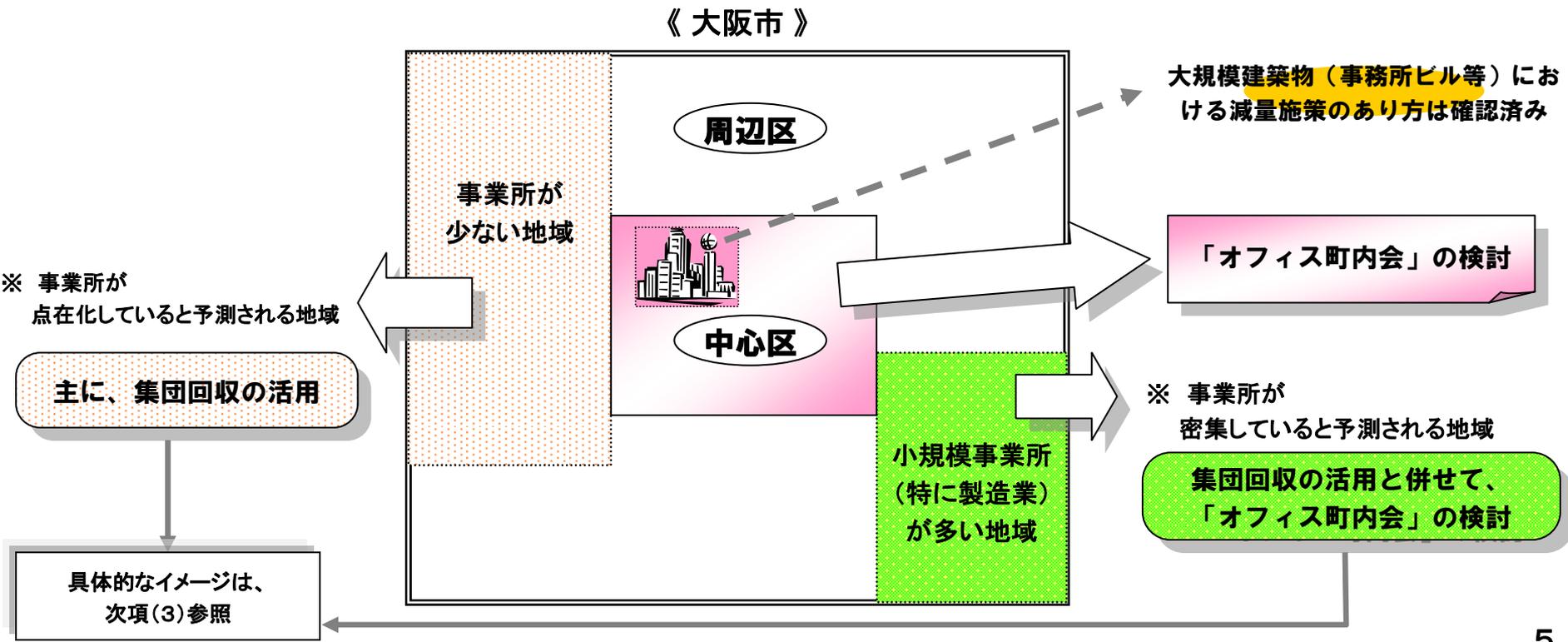
大阪市の地域特性を踏まえたモデル事業の手法を次のとおり設定した。
なお、対象品目は「紙ごみ」と想定する。

① 市内中心区

事業所数及び中規模以上の事業所が多く、資源集団回収団体が少ないことから、「オフィス町内会」など、排出事業者が連携した回収システムの構築についてモデル事業を実施し、その効果・課題を検証する。

② 市内周辺区

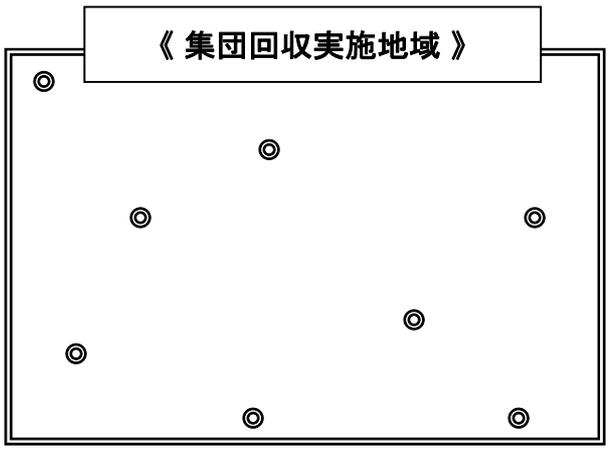
地域における集団回収の活用を基本としながら、事業所の立地状況等も勘案して、「オフィス町内会」などの排出事業者が連携した回収システムについてもモデル事業を実施し、その効果・課題を検証する。



(3) 周辺区における減量手法のイメージ

A. 事業所が点在化している場合

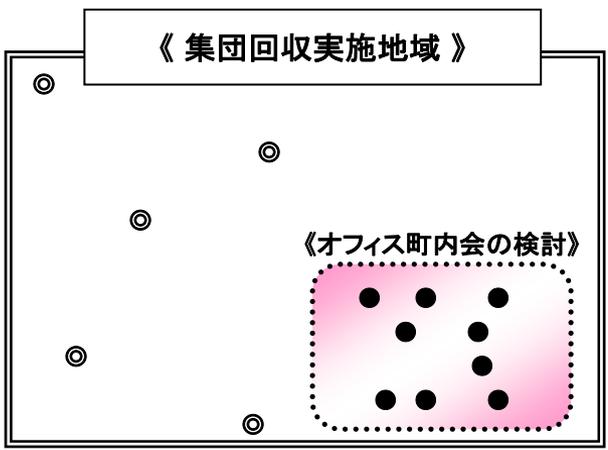
資源集団回収の活用を基本



※ ◎印は事業所を表す。

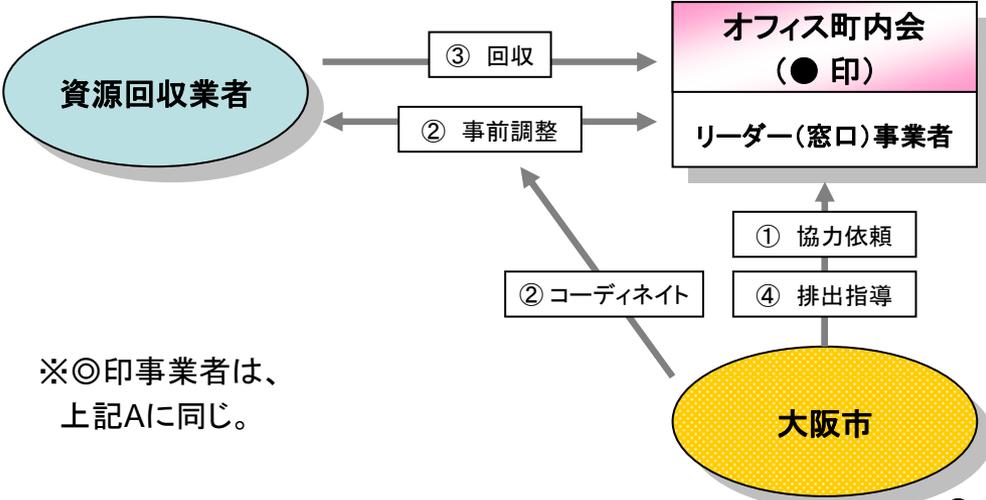
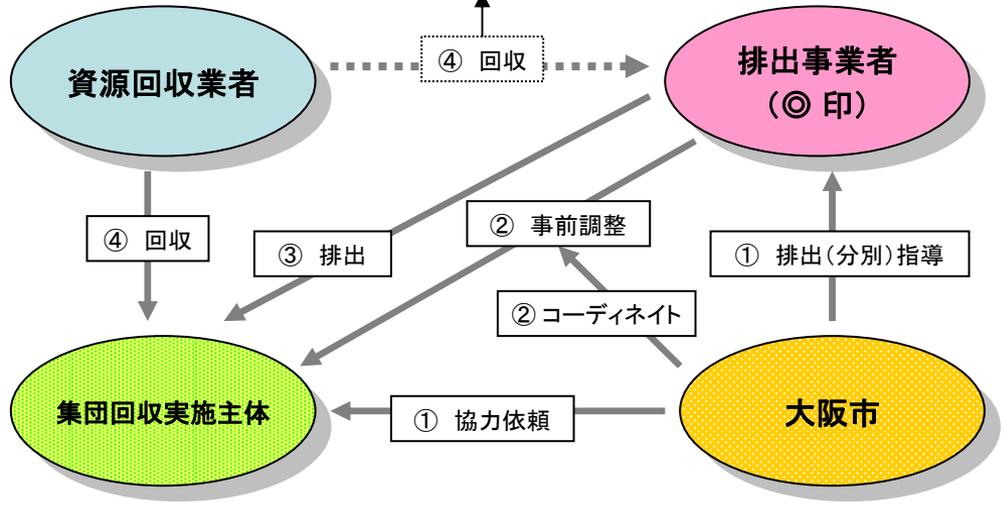
B. 事業所が密集している地域がある場合

資源集団回収の活用と併せて、オフィス町内会の検討



※ ◎印、●印は事業所を表す。

排出事業者にメリットはあるが、資源回収業者のメリットは状況次第。(少量排出の事業所・業種の場合には、メリットが少ない)



※◎印事業者は、上記Aに同じ。

(4) モデル事業の手法についてのメリットと課題 : 第37回審議会資料の改定

対象地域	手法	内容	メリット	課題	
				排出事業所	収集運搬
市内中心区	排出事業者が連携した回収システムの構築	例えば、「オフィス町内会」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 保管スペースの共有化等が可能 ● 排出者独自の取組みによる、ごみ減量に対する意識の高揚 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心(リーダー)となる事業所が必要 ● 一定数の参加事業所が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● システムが機能しない(取組み事業所が少ない等)場合の対応が必要
市内周辺区	地域における集団回収の活用	排出事業者が、その地域で行っている集団回収団体へ、紙類等を持ち込む。	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業市民としての意識の構築(CSR的な貢献) ● 地域の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保管スペースの確保 ● 輸送手段の確保 ● 集団回収団体の把握、及び調整が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 回収地点が点在化すると、収集が非効率となる。

具体的には、上記課題のほか、次の課題を踏まえて実施する必要がある。

- ・ 事業系ごみの排出実態(業種毎のごみ組成など)
 - ・ 民間リサイクルルート of 整備状況
- など

アパート・マンションの収集について

1 現 状

- ・ アパート・マンションのうち、許可業者収集契約台帳から試算すると、約11,000件(契約件数)から、約8万トン(資源ごみ)を許可業者が有料で収集していると予測される。
- ・ 資源ごみ(空き缶・空きびん・PETボトル)、容器包装プラスチックは許可業者が収集し、焼却工場に設置しているコンテナに搬入している。(1車全てが資源ごみ、あるいは容器包装プラスチックを積載している場合は、本市中継地で受入している。)
- ・ 業者収集のアパート・マンションであっても、資源ごみ、容器包装プラスチックを本市直営が収集しているケースがある。(収集量は、直営収集量に含む)

2 課 題

本市施設への搬入量で比較すると、直営収集と比べて、資源ごみ・容器包装プラスチックの資源化率が低い。

		普通ごみ (A)	資源化物			収集量計(C) A+B	資源化率 B÷C
			資源ごみ	容器包装プラ	小 計(B)		
平成18年 度実績	業者収集	79,495 t	500 t	5 t	505 t	80,000 t	0.6%
	直営収集	529,000 t	29,000 t	20,000 t	49,000 t	578,000 t	8.5%

3 想定される要因

- ・ 本市では、分別収集にかかる市民周知について、周知ビラの配布等を行っているが、許可業者が収集するアパート・マンションはワンルームタイプが多く、頻繁な入退居等から、分譲タイプや公営住宅等と比較して、分別排出に関する意識が浸透していないと想定される。
- ・ 管理業務の軽減やごみ置場が十分に確保できていない状況等のため毎日収集が多くなっており、こうしたアパート・マンションは、ごみの排出が常時可能なため、居住者への分別排出指導が十分に行えていないと想定される。

第38回 大阪市廃棄物減量等推進審議会

参考資料

- 大阪市の地域特性について（事業規模別・産業分類別の特徴） P 1 ~ 12
- 大阪市の地域特性について（資源集団回収の特徴） P13 ~ 15

大阪市の地域特性について

1 事業所規模別の事業所数（派遣・下請従業者のみの事業所を除く）

		事業所が多い区		事業所が少ない区	
		区(事業所数)	主な産業	区(事業所数)	主な産業
事業所総数		1 中央区 (30,969事業所) 2 北区 (27,076事業所) 3 淀川区 (12,151事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 飲食店・宿泊業 	22 鶴見区 (4,488事業所) 23 大正区 (3,860事業所) 24 此花区 (3,112事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 製造業 飲食店・宿泊業
事業所規模	大規模	1 中央区 (717事業所) 2 北区 (617事業所) 3 西区 (225事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 情報・通信業 	22 住吉区 (40事業所) 23 旭区 (33事業所) 24 大正区 (32事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 製造業 医療・福祉
	中規模	1 中央区 (12,613事業所) 2 北区 (10,868事業所) 3 西区 (4,330事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 飲食店・宿泊業 	22 旭区 (928事業所) 23 大正区 (813事業所) 24 此花区 (758事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 医療・福祉
	小規模	1 中央区 (17,639事業所) 2 北区 (15,591事業所) 3 生野区 (9,431事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 飲食店・宿泊業 	22 鶴見区 (3,441事業所) 23 大正区 (3,015事業所) 24 此花区 (2,309事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 製造業 飲食店・宿泊業

※ 事業所規模は、「中小企業基本法」第2条の規定による「従業員数」を基本に分類した。（具体的には、参考資料P12参照）

2 各区における総事業所数に対する規模別事業所の占める割合

		占める割合が高い区		占める割合が低い区	
		区(占率)	主な産業	区(占率)	主な産業
事業所規模	大規模	1 中央区 (2.32%) 2 北区 (2.28%) 3 西区 (2.02%)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 情報・通信業 	22 東住吉区 (0.62%) 23 西成区 (0.62%) 24 生野区 (0.48%)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 医療・福祉 製造業
	中規模	1 中央区 (40.73%) 2 北区 (40.14%) 3 西区 (38.80%)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 飲食店・宿泊業 	22 東成区 (18.75%) 23 西成区 (18.08%) 24 生野区 (14.33%)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 医療・福祉 飲食店・宿泊業
	小規模	1 生野区 (85.19%) 2 西成区 (81.30%) 3 東成区 (80.59%)	<ul style="list-style-type: none"> 製造業 卸売業・小売業 飲食店・宿泊業 	22 西区 (59.18%) 23 北区 (57.58%) 24 中央区 (56.96%)	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業・小売業 その他サービス業 飲食店・宿泊業

※ 占率の算出方法
 (例) 中央区における
 大規模事業所の割合

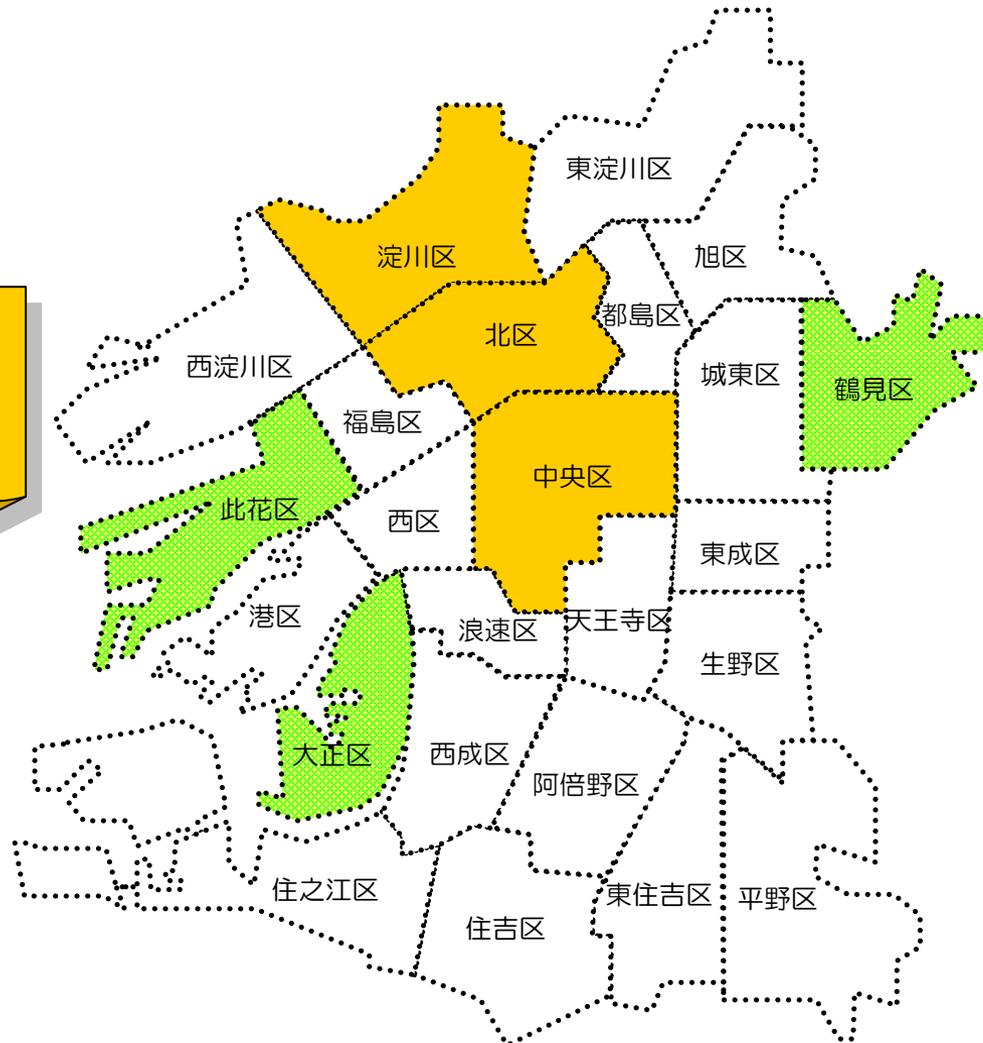
$$717 \text{事業所(中央区の大規模数)} \div 30,969 \text{事業所(中央区の総事業所数)} = 2.32\%$$

事業所規模別事業所数（行政区別）

《 事業所総数 》

《 上位3区 》

- 1 中央区 : 30,969事業所
- 2 北区 : 27,076事業所
- 3 淀川区 : 12,151事業所



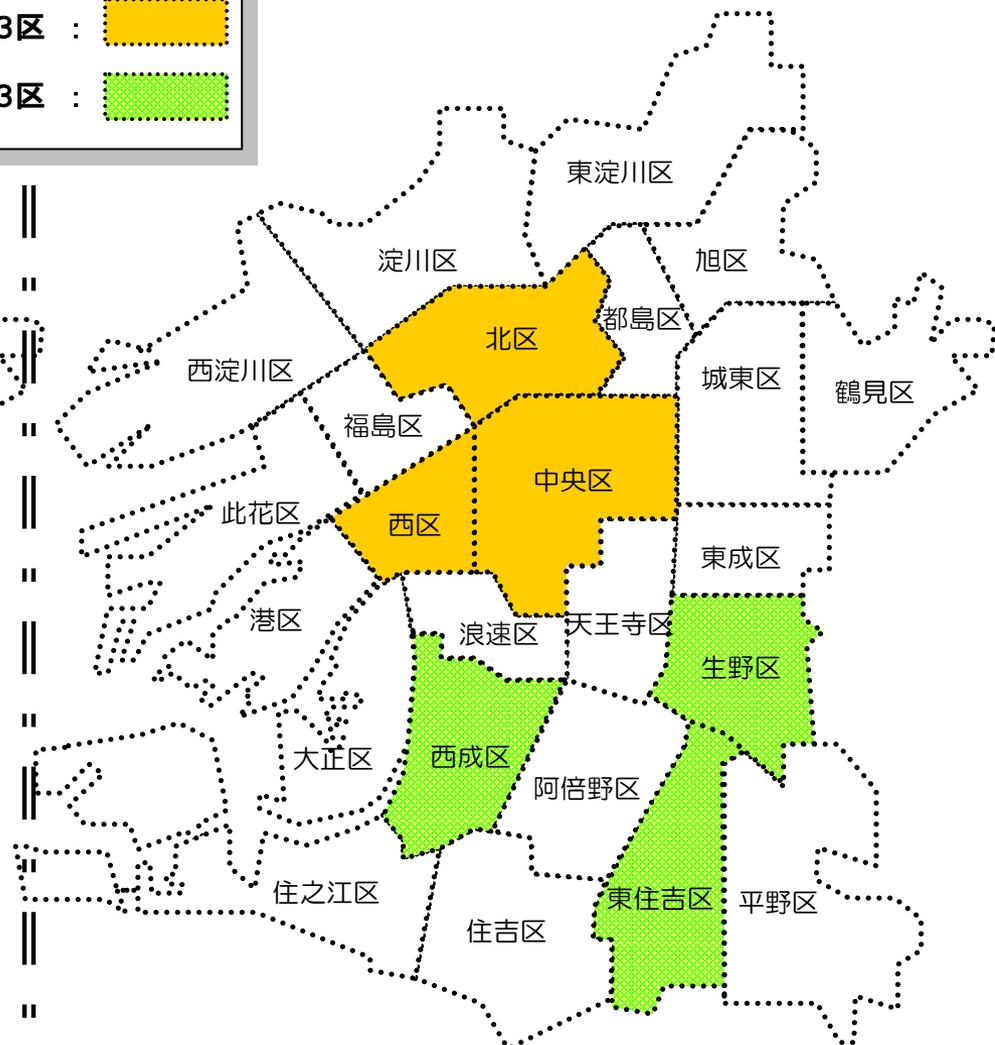
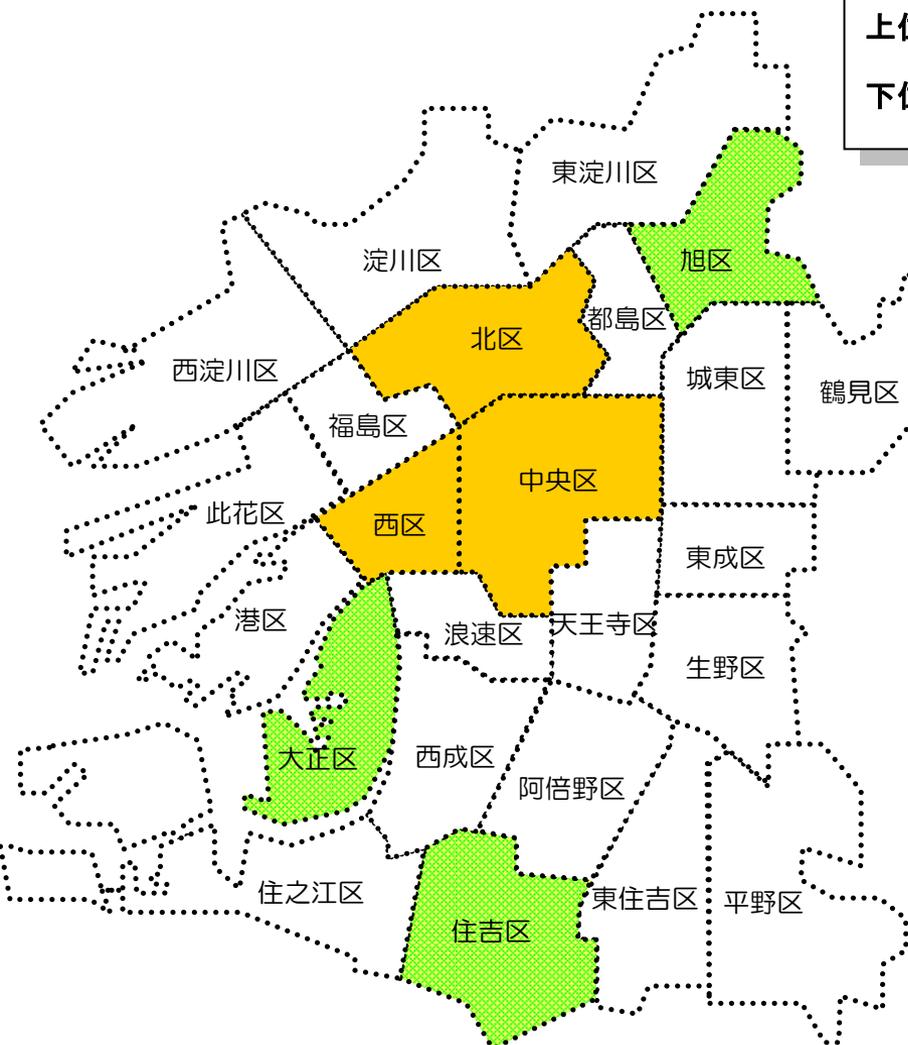
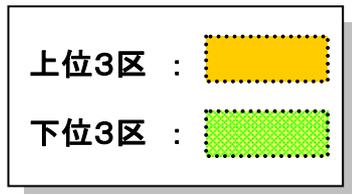
《 下位3区 》

- 2 2 鶴見区 : 4,488事業所
- 2 3 大正区 : 3,860事業所
- 2 4 此花区 : 3,112事業所

大規模の事業所数等（行政区別）

《 事業所数 》

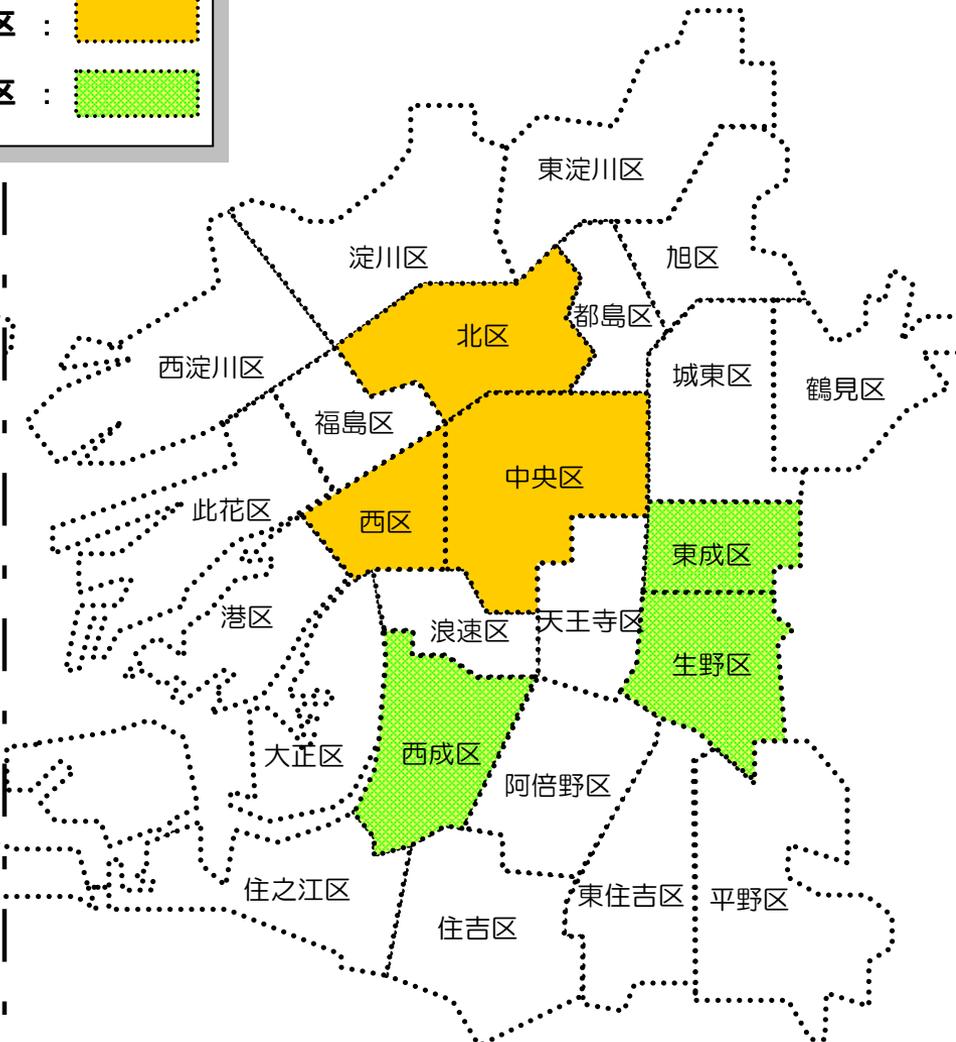
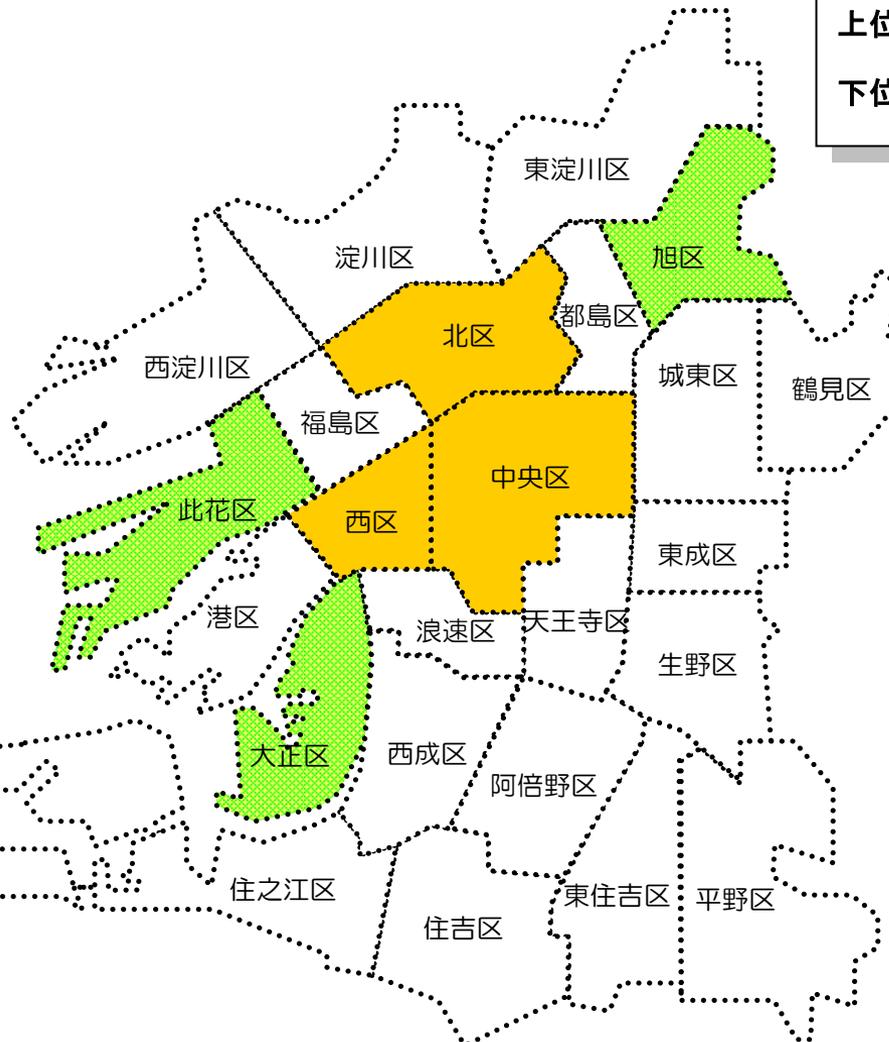
《 総事業所数に対する割合 》



中規模の事業所数等（行政区別）

《 事業所数 》

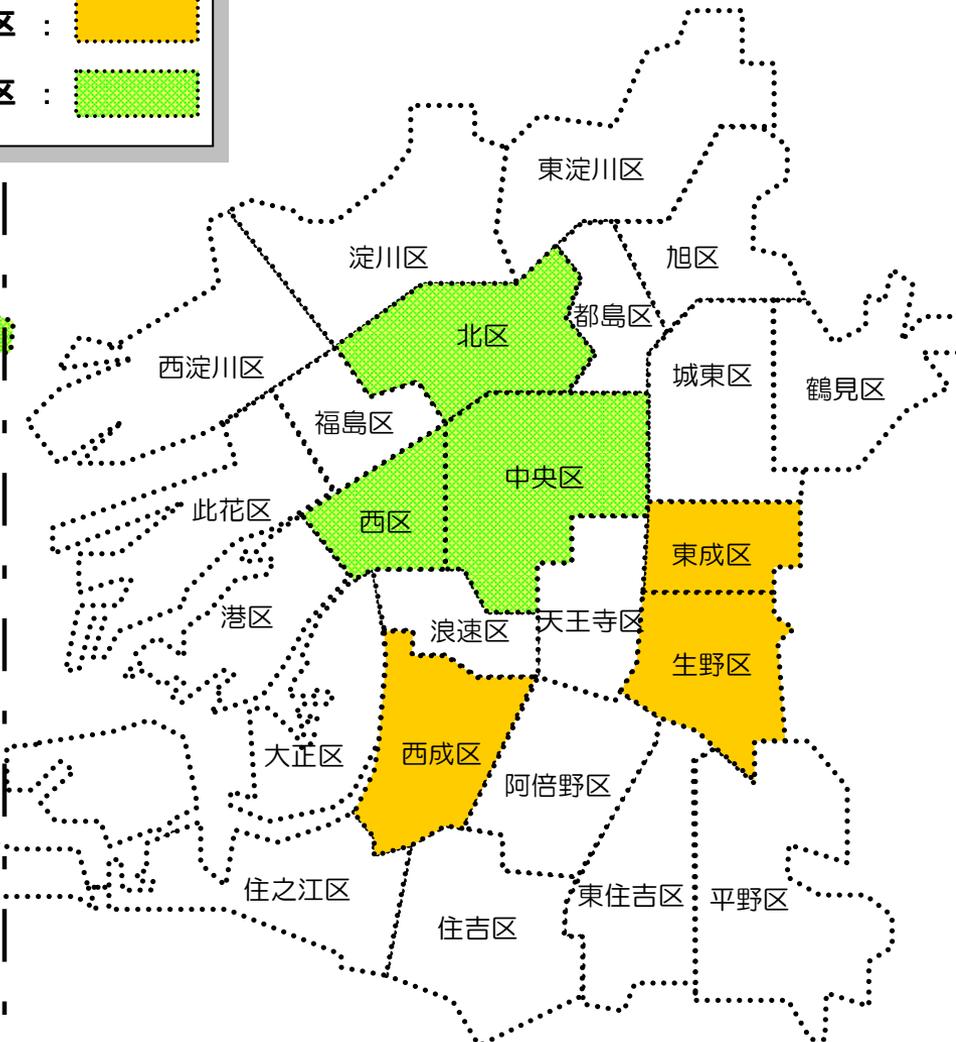
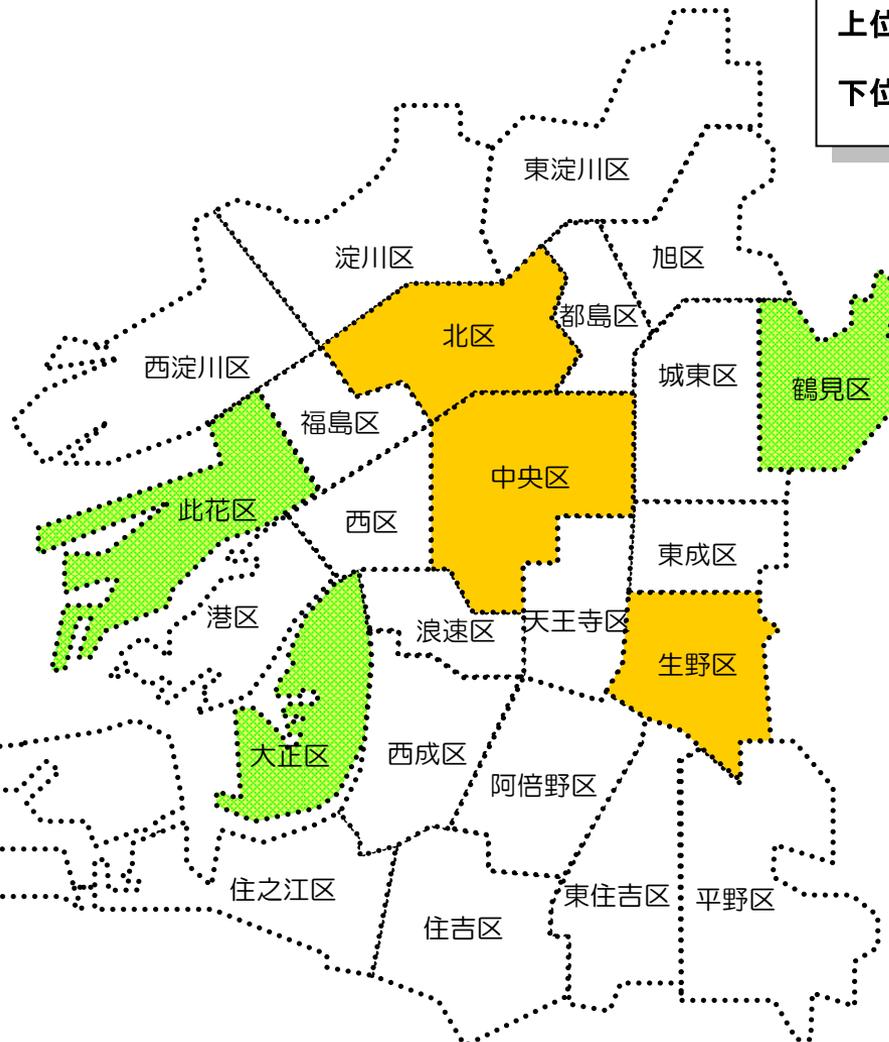
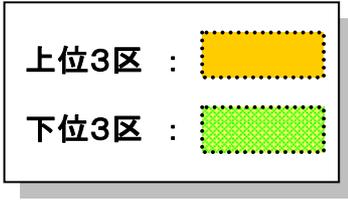
《 総事業所数に対する割合 》



小規模の事業所数等（行政区別）

《 事業所数 》

《 総事業所数に対する割合 》



3 産業分類別の事業所数（10,000事業所以上の産業）

		事業所が多い区（事業所数）	事業所が少ない区（事業所数）
建設業	大規模	1 北（43） 2 中央（34） 3 西（30）	なし：東淀川、生野、旭、鶴見、住之江、東住吉
	中規模	1 北（169） 2 中央（119） 3 西（93）	22 天王寺（17） 23 阿倍野（14） 24 生野（13）
	小規模	1 北（756） 2 淀川（644） 3 中央（606）	22 天王寺（247） 23 東成（224） 24 福島（203）
	総体	1 北（968） 2 中央（759） 3 淀川（747）	22 天王寺（270） 23 東成（245） 24 福島（229）
製造業	大規模	1 中央（49） 2 北（42） 3 淀川（31）	22 都島（2） 23 住吉（1） 24 天王寺（0）
	中規模	1 平野（215） 2 淀川（177） 3 中央・西淀川（170）	22 浪速（35） 23 阿倍野（30） 24 住吉（22）
	小規模	1 生野（3096） 2 平野（2243） 3 東成（1594）	22 阿倍野（370） 23 住吉（328） 24 此花（255）
	総体	1 生野（3254） 2 平野（2473） 3 東成（1735）	22 阿倍野（404） 23 住吉（351） 24 此花（316）
卸売業・ 小売業	大規模	1 中央（226） 2 北（127） 3 西（55）	22 港（8） 23 大正（7） 24 此花（6）
	中規模	1 中央（5220） 2 北（3154） 3 西（2116）	22 旭（375） 23 大正（323） 24 此花（256）
	小規模	1 中央（5157） 2 北（3154） 3 生野（2403）	22 西淀川（765） 23 鶴見（696） 24 此花（536）
	総体	1 中央（10621） 2 北（6426） 3 西（4040）	22 大正（1147） 23 鶴見（1093） 24 此花（798）

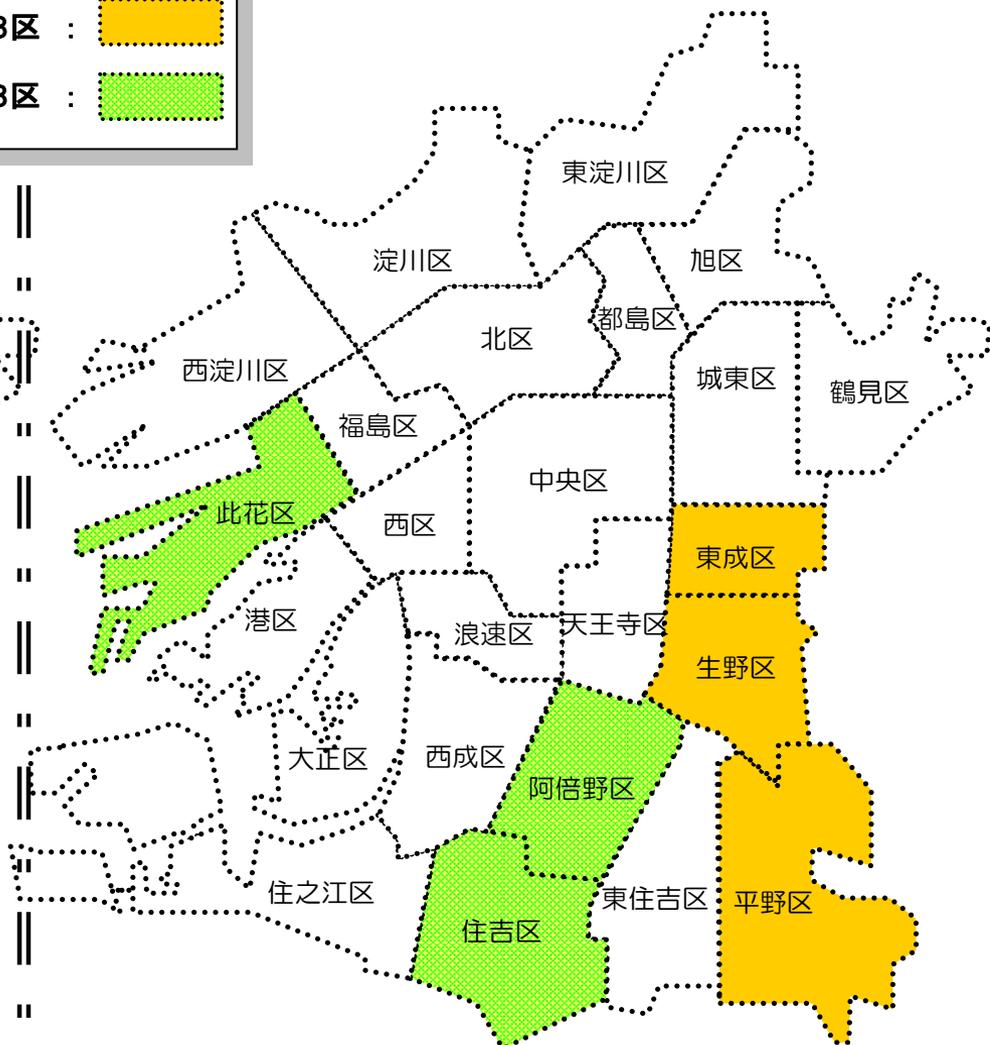
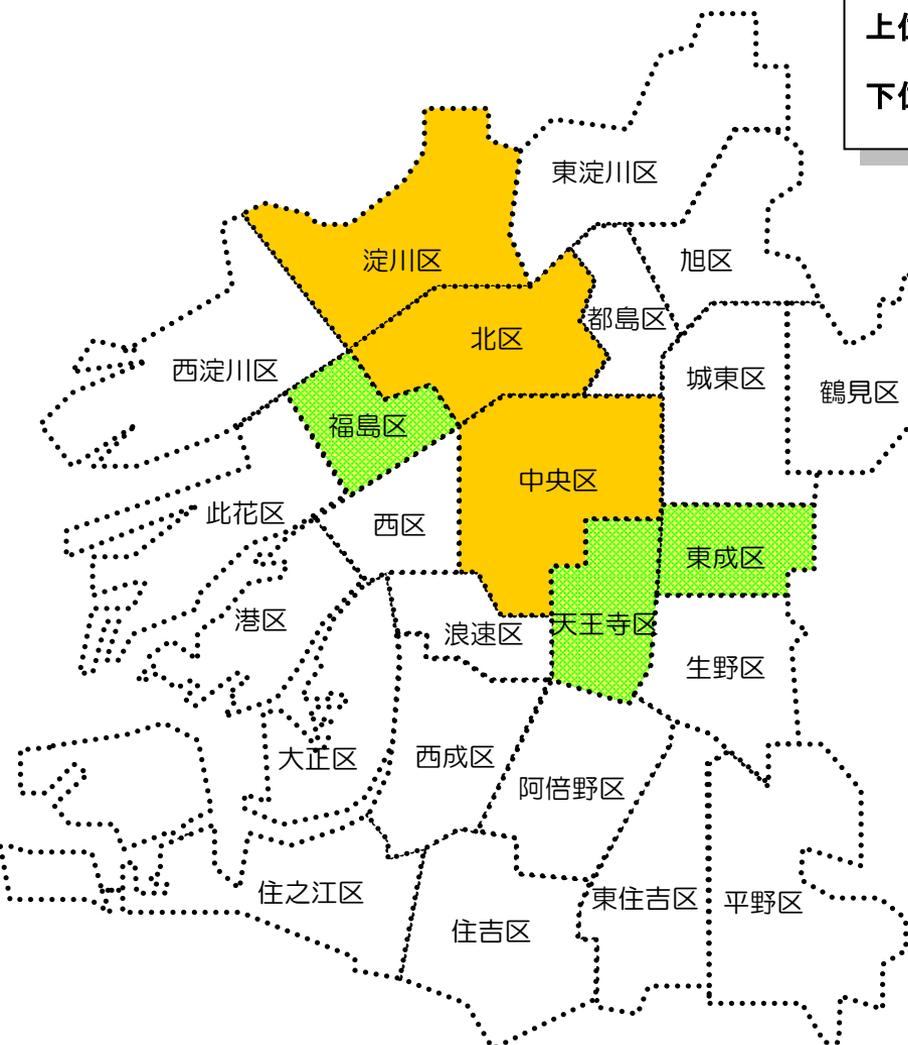
次項へつづく

		事業所が多い区（事業所数）	事業所が少ない区（事業所数）
不動産業	大規模	1 中央(25) 2 北 (14) 3 淀川(7)	なし ：都島、此花、港、大正、浪速、西淀川、東淀川、東成、生野、旭、鶴見、住之江、住吉、東住吉、平野
	中規模	1 中央(116) 2 北 (81) 3 西 (28)	なし ：此花、旭、鶴見
	小規模	1 中央(1842) 2 北 (1759) 3 淀川(981)	22 此花(301) 23 港 (299) 24 大正(217)
	総体	1 中央(1983) 2 北 (1854) 3 淀川(995)	22 港・西淀川(303) 23 此花 (301) 24 大正(219)
飲食店・ 宿泊業	大規模	1 北 (75) 2 中央(63) 3 淀川(20)	21 東成・旭(1) 23 大正・西淀川(0)
	中規模	1 北 (2876) 2 中央(2316) 3 淀川 (549)	22 鶴見 (110) 23 大正 (106) 24 西淀川(67)
	小規模	1 北 (3330) 2 中央(2973) 3 西成(1347)	22 西淀川(423) 23 此花 (414) 24 鶴見 (359)
	総体	1 北 (6281) 2 中央(5352) 3 淀川(1877)	22 此花 (538) 23 西淀川(490) 24 鶴見 (472)
サービス 業(他に分類 されないもの)	大規模	1 北 (175) 2 中央(165) 3 西 (58)	22 西淀川・住吉(2) 24 東住吉(0)
	中規模	1 中央(2970) 2 北 (2828) 3 西 (960)	22 鶴見 (157) 23 此花 (128) 24 大正 (121)
	小規模	1 中央(4036) 2 北 (3975) 3 西 (1284)	22 西淀川(438) 23 大正 (417) 24 此花 (298)
	総体	1 中央(7171) 2 北 (6978) 3 西 (2302)	22 鶴見 (614) 23 大正 (541) 24 此花 (435)

産業分類別の事業所数（総数：行政区別）

《 建設業 》

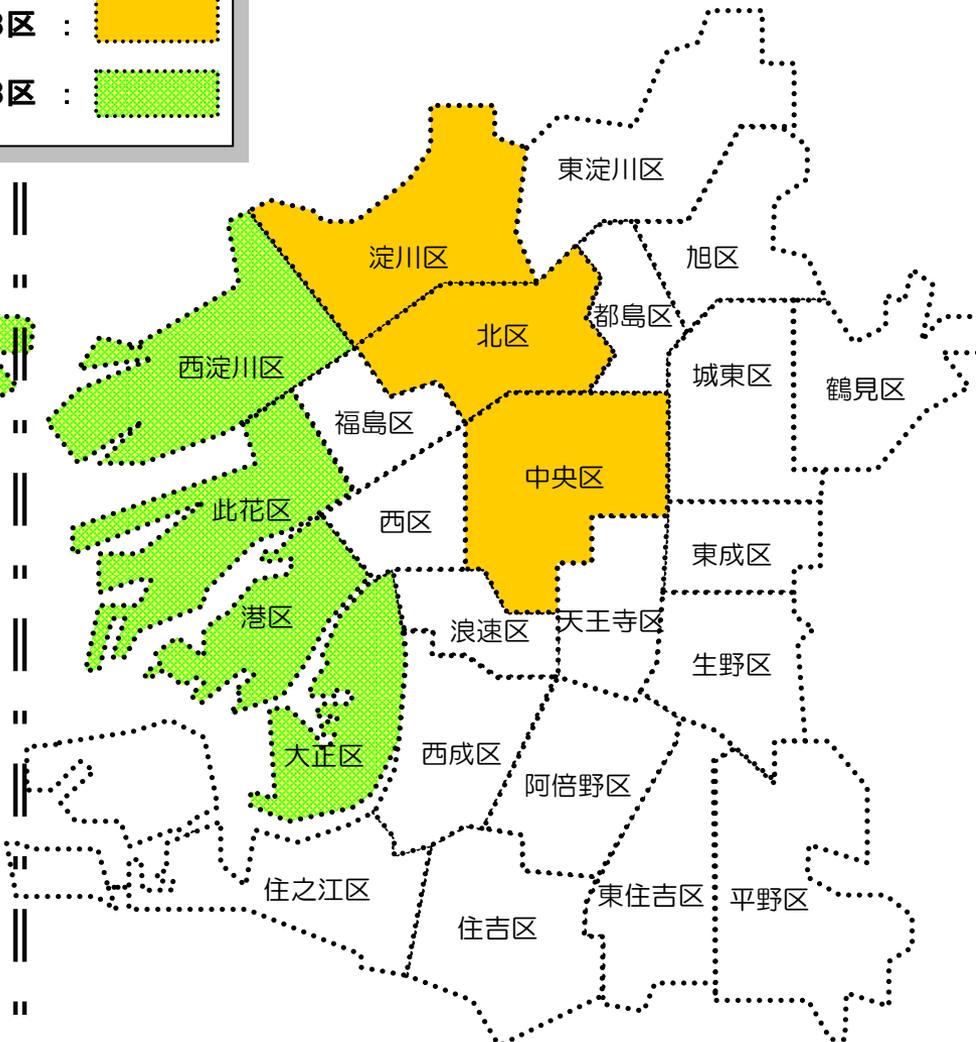
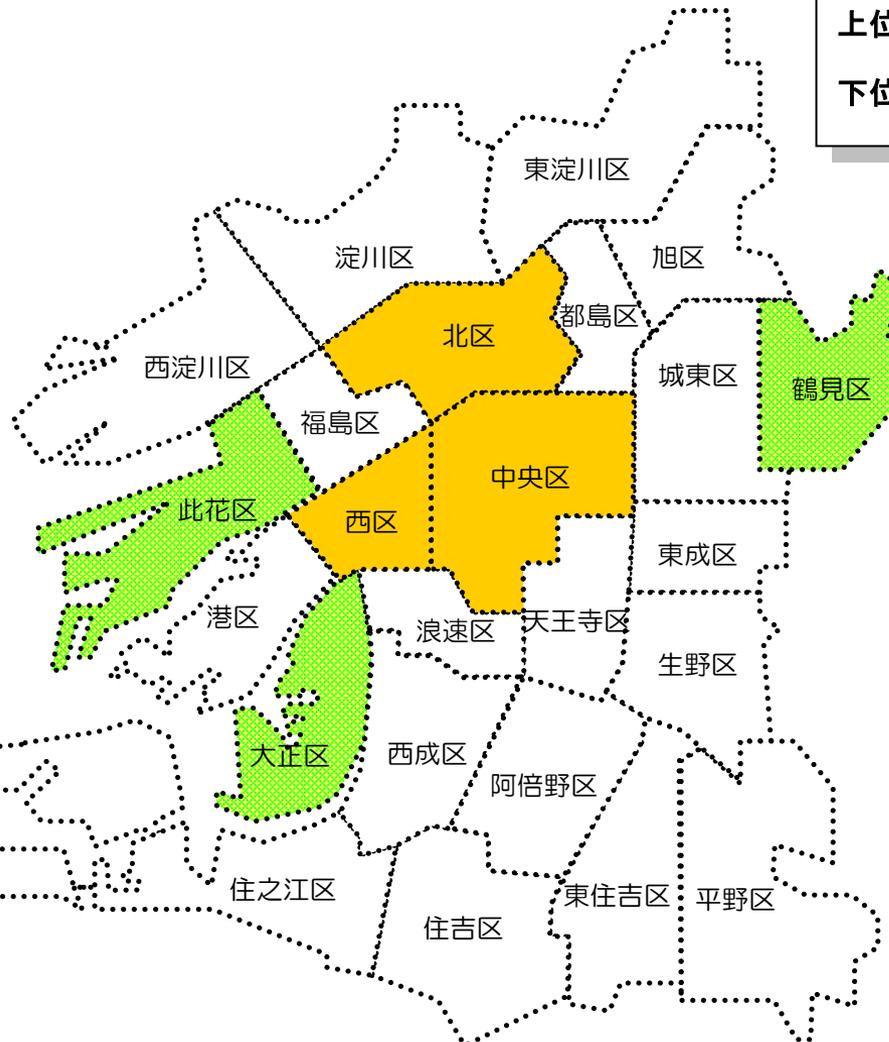
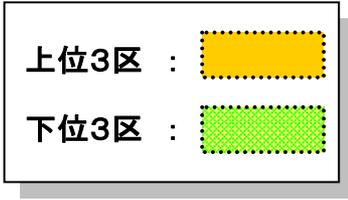
《 製造業 》



産業分類別の事業所数（総数：行政区別）

《 卸売業・小売業 》

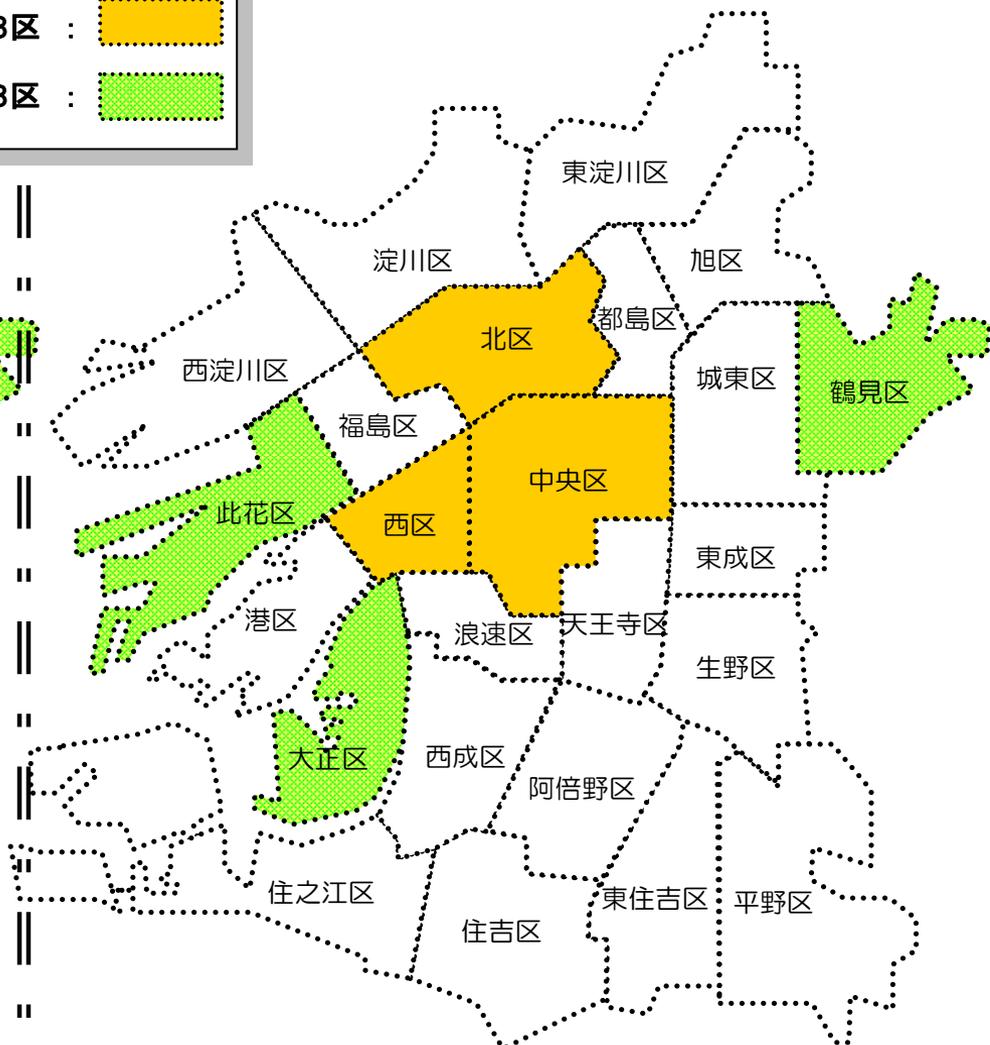
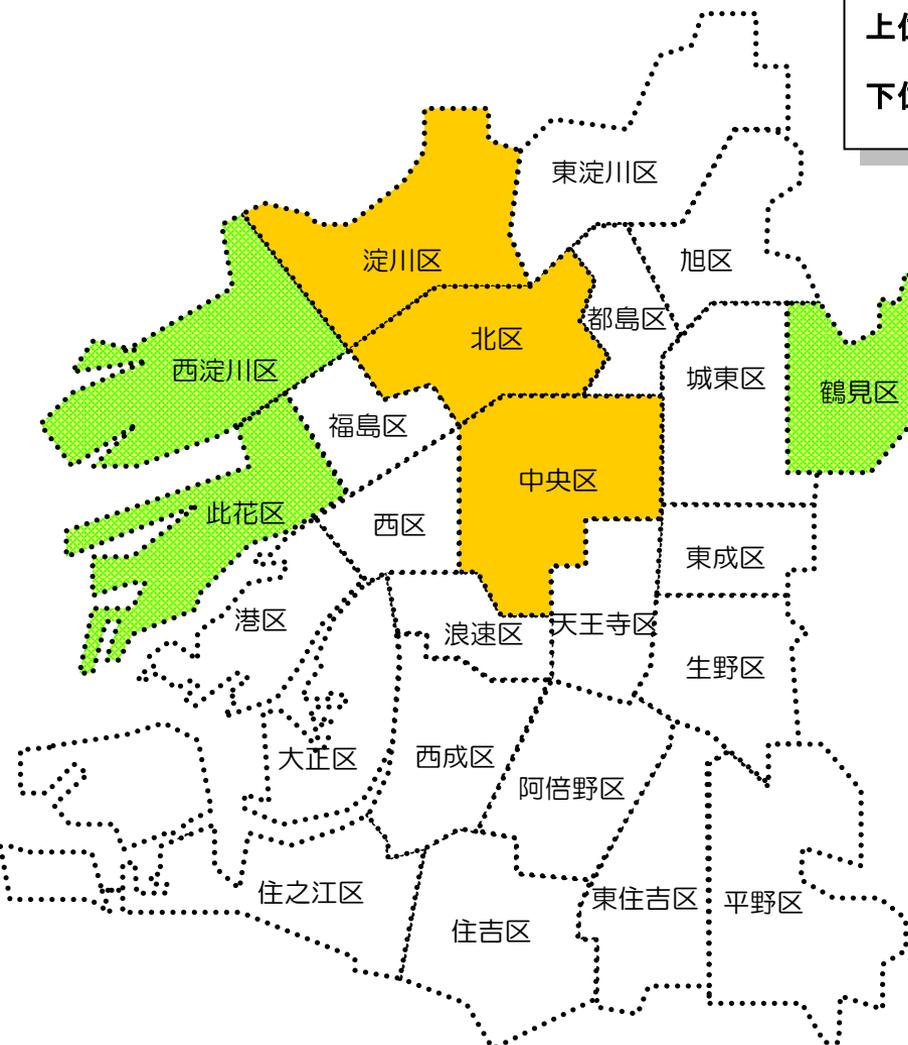
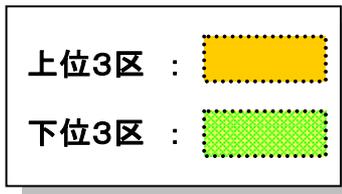
《 不動産業 》



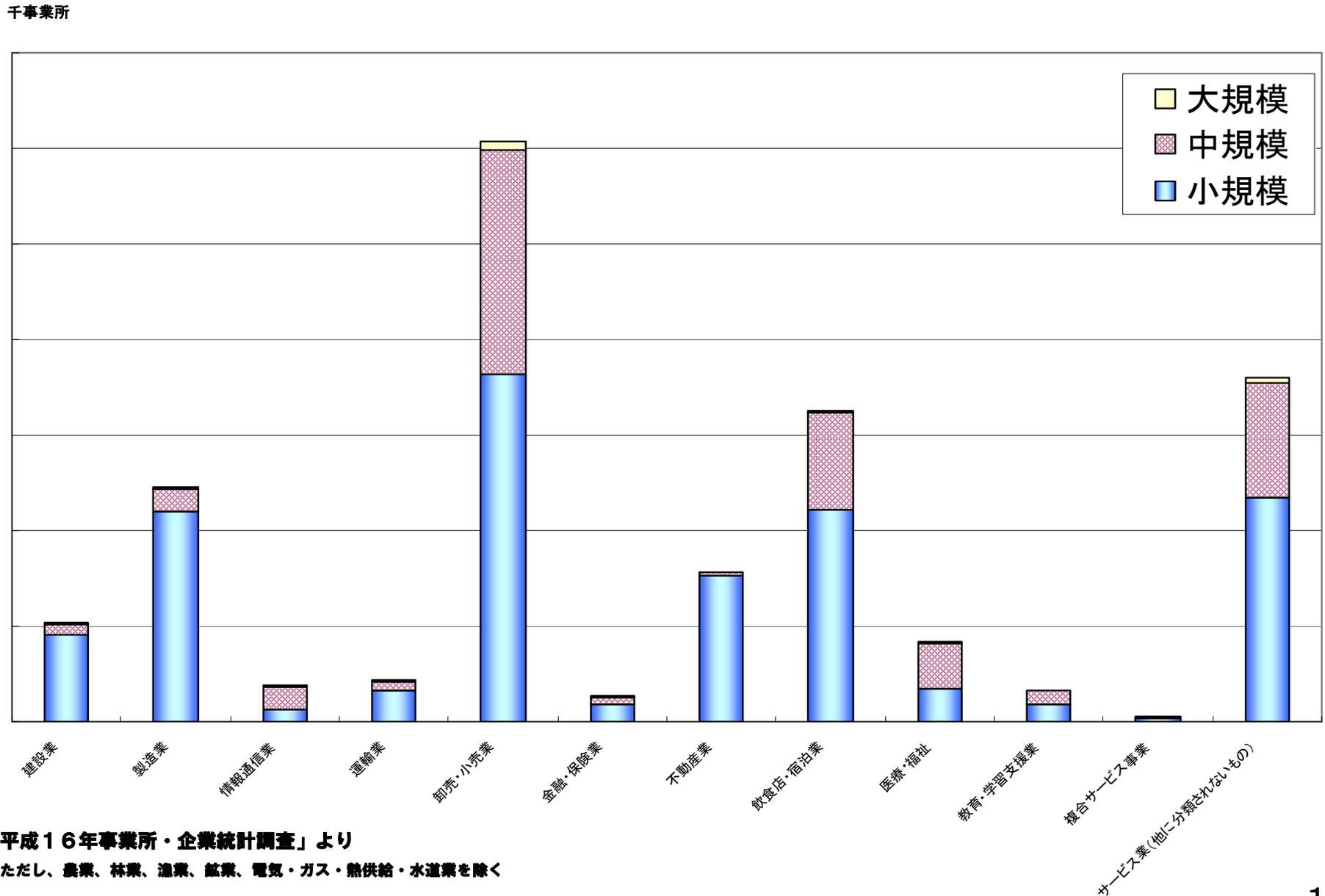
産業分類別の事業所数（総数：行政区別）

《 飲食店・宿泊業 》

《 サービス業（他に分類されないもの） 》



産業分類別・事業所規模別の事業所数



事業所規模（大規模・中規模・小規模）の分類について

1 事業所規模の分類根拠

事業所規模は、「中小企業基本法」第2条に規定する従業員数に基づき設定した。

◆ 「中小企業基本法」第2条（抜粋）

・ 第1項

この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする**中小企業者**は、おおむね次の各号に掲げるものとし、（以下、略）

- 一（前、略） 常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二（前、略） 常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三（前、略） 常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四（前、略） 常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

・ 第5項

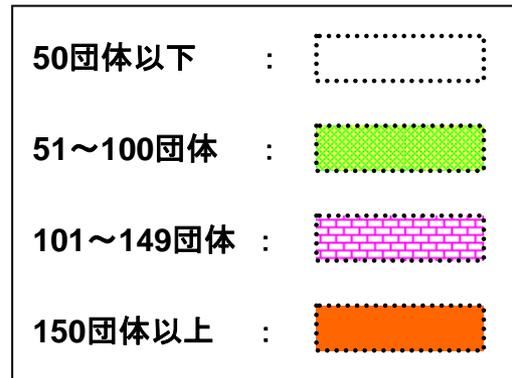
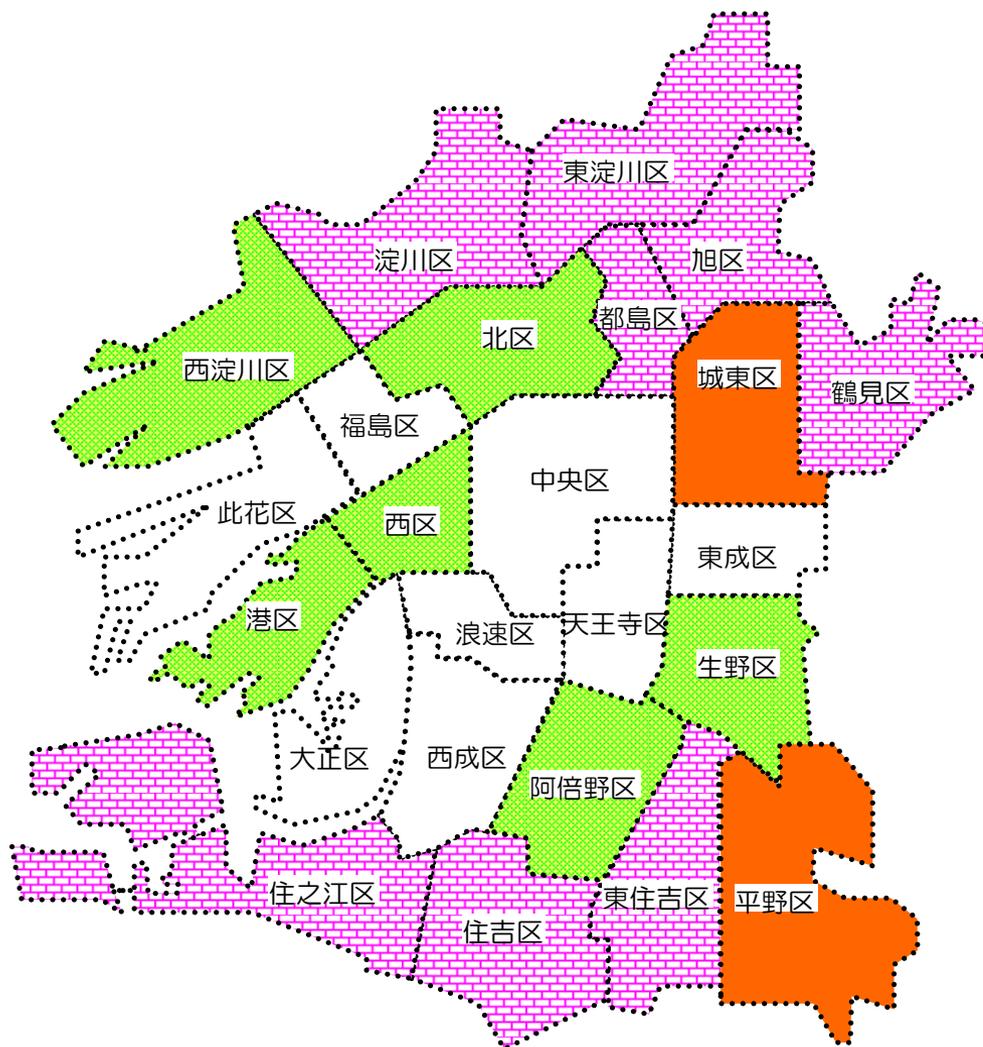
この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの者については、五人）以下の事業者をいう。

2 具体的な分類

	大規模	中規模	小規模
製造業、建設業、運輸業、 電気・ガス・熱供給・水道業、 金融・保険業、不動産業	100人以上	20人以上100人未満	20人未満
卸売業	100人以上	5人以上100人未満	5人未満
小売業	50人以上	5人以上 50人未満	5人未満
上記以外	100人以上	5人以上100人未満	5人未満

※ 製造業、建設業、運輸業は、300人以上が大規模となるが、各区データでは300人以上が不明なため、100人以上を大企業とした。したがって、上記等から、本市経済局が作成している「大阪の経済2007年度版」での「中小企業の比率」と、若干異なる結果となっている。

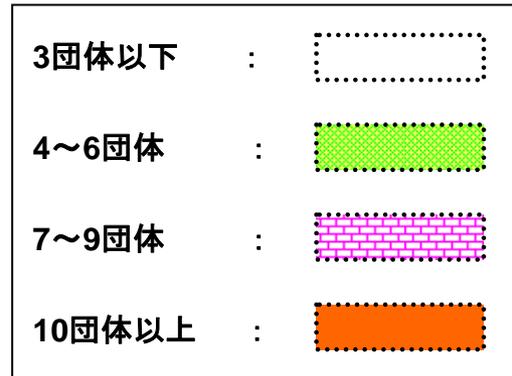
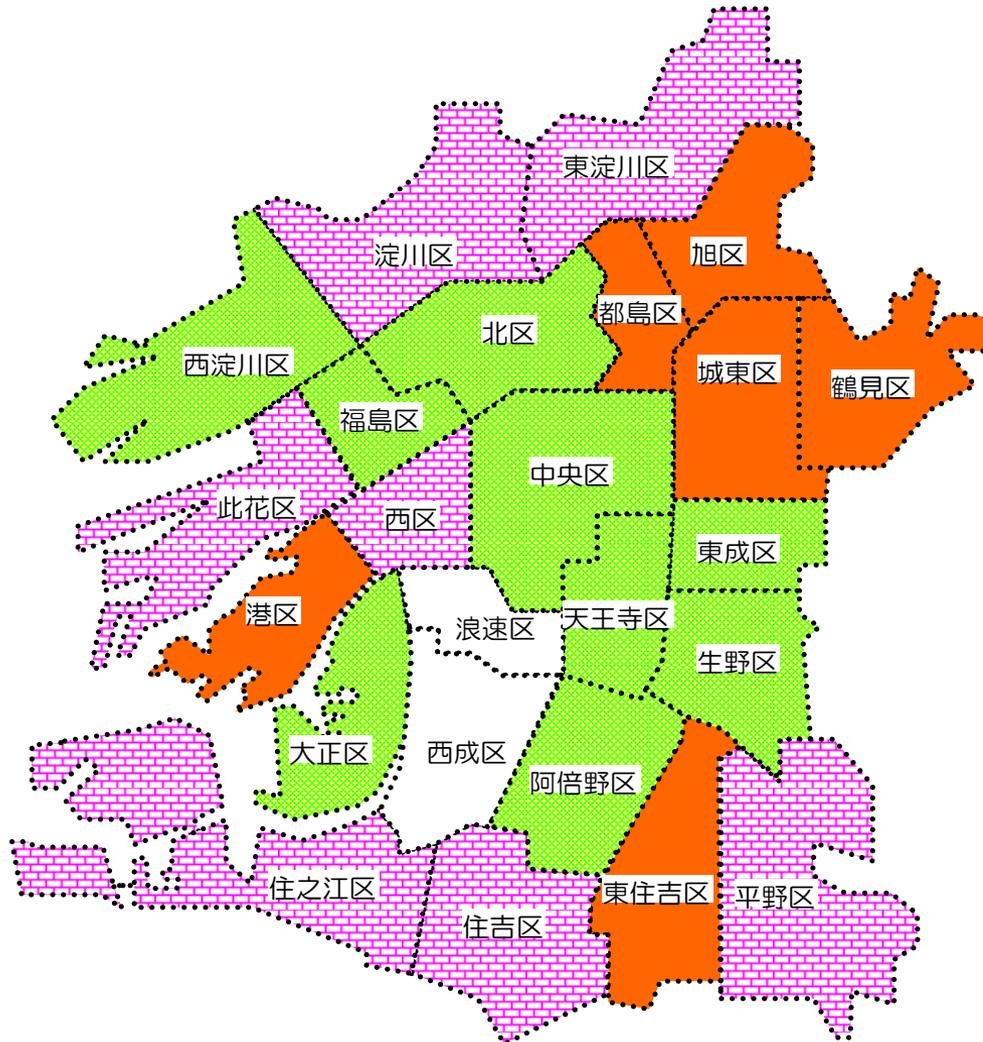
資源集団回収登録団体（行政区別）



※ 市全体 : 1, 877団体

資源集団回収登録団体（行政区別）

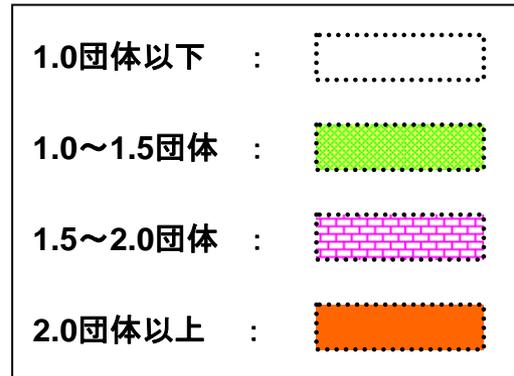
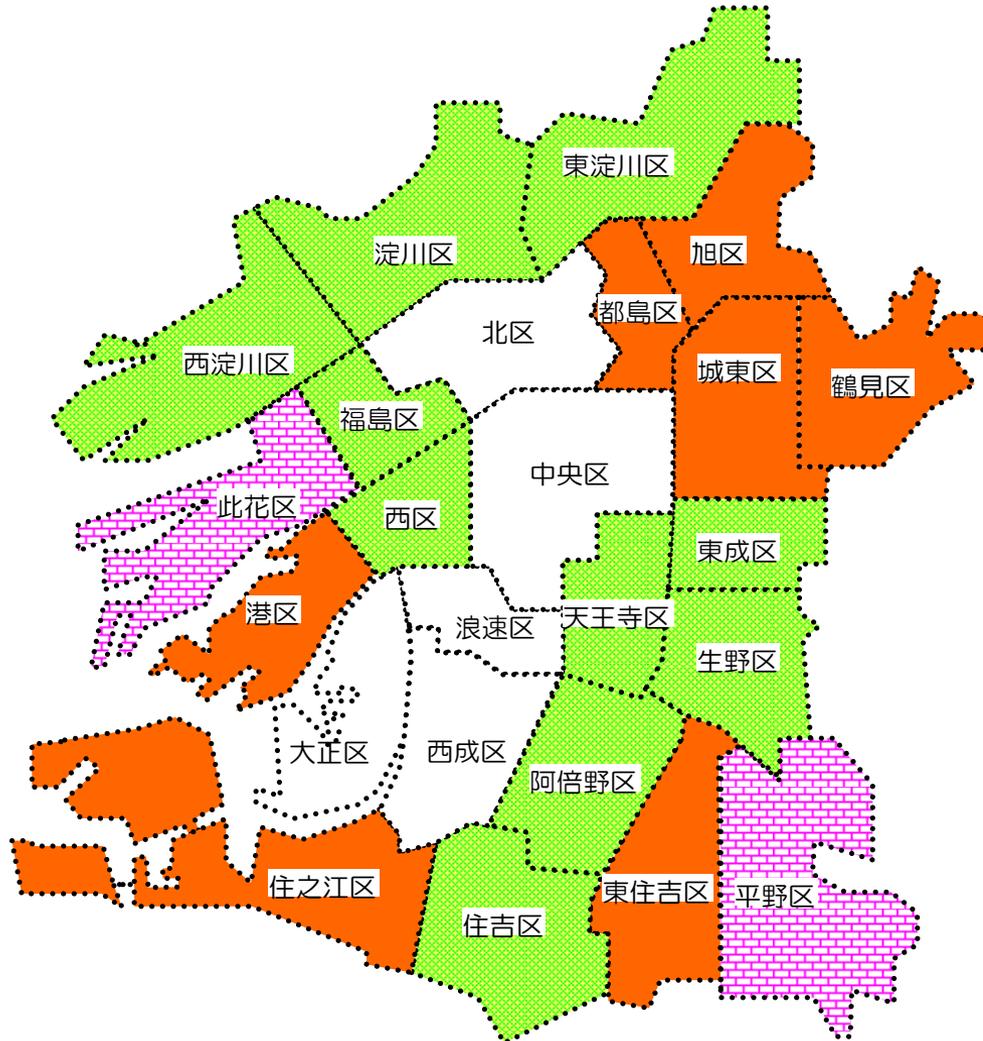
《 人口1万人当たり団体数 》



※ 市全体平均 : 7.1団体

資源集団回収登録団体（行政区別）

《 1,000世帯当たり団体数 》



※ 市全体平均 : 1.47団体

京都市廃棄物減量等推進審議会
第3回京都市事業系ごみ減量対策検討部会（抜粋）

平成19年9月19日開催

※ 本資料は、京都市ホームページに掲載中

資料4 業者収集ごみの組成と資源化の可能性

- 平成19年6月25日～7月11日にかけて、市内事業所を約30業種（小分類）に分けて、約140事業所（4,300kg）に対して事業系ごみ質調査を実施した。

（1）業者収集ごみの組成

重量比では、厨芥類が約41%、紙類が約33%、プラスチック類が約13%との結果が得られた。

		業者収集ごみ 全体			
		重量		容積	
		t/年	(%)	千ℓ/年	(%)
紙類	73,235	33.11	846,407	43.91	
プラスチック類	27,846	12.59	759,589	39.41	
繊維類	3,933	1.78	18,356	0.95	
ゴム類	627	0.28	2,293	0.12	
皮革類	190	0.09	919	0.05	
ガラス類	2,825	1.28	7,190	0.37	
金属類	4,547	2.06	51,724	2.68	
陶磁器類	248	0.11	565	0.03	
厨芥類(流出水分含む)	90,837	41.06	129,894	6.74	
木片類	5,759	2.60	55,492	2.88	
草木類	6,445	2.91	42,015	2.18	
その他	4,706	2.13	13,165	0.68	
全調査項目合計	221,196	100.00	1,927,609	100.00	

注) 重量, 容積はH18年の推定搬入量 (マンション等は除く)

(2) 業者収集ごみの資源化の可能性

○資源化可能物の割合を下表に整理している。重量割合では、段ボールや色付き紙等の古紙類が約14%、トロ箱やペットボトルのプラスチック類が約1%、びん類が約1%、缶類が約1%で、合計18%であった。また、厨芥類が約42%を占めていた。

○今回の調査結果を、平成9年度調査は小規模事業所のみを調査対象としているなど、調査の規模や調査対象が異なり単純には比較できないが、過去の調査結果と比較すると、資源化物の割合は低下しており、資源化の取り組みが促進されつつある結果となっている。

		資源化可能物				過去の調査結果	
		重量		容積		重量	
		t/年	(%)	千ℓ/年	(%)	H4	H9
古紙類	新聞(折ったままのみ。物を包むのに利用したものは除く)	2,500	1.13	7,626	0.40	1.2	3.4
	折り込み広告	1,275	0.58	9,978	0.52	0.5	
	雑誌	2,579	1.17	5,500	0.29	1.2	0.7
	書類	415	0.19	811	0.04		
	段ボール(部品等の小型除く)	10,880	4.92	227,705	11.81	7.5	13.4
	大型紙箱	4	0.00	99	0.01	0.0	7.3
	色白紙(コピー紙, 電算用紙, 帳簿・書類等)	1,350	0.61	13,850	0.72	1.5	
	色付き紙(パンフレット, 再生コピー紙, 封筒等)	10,062	4.55	64,860	3.36	1.7	
	印刷残紙・出版残紙	604	0.27	2,239	0.12	0.0	
	紙バック(大型のみ, アルミコティング無し)	675	0.31	20,027	1.04	0.3	
	小計	30,345	13.73	352,695	18.31	13.9	25.9
プラスチック類	トロ箱	1,003	0.45	140,264	7.28	0.6	—
	ペットボトル	1,794	0.81	53,206	2.76	0.1	1.6
	小計	2,796	1.26	193,470	10.04	0.7	1.6
古布類		870	0.39	5,369	0.28	0.1	—
びん類(飲料, 食料・調味料, 日用品 ※業務用含む)		2,460	1.10	6,300	0.33	3.4	1.1
缶類(飲料, 食料・調味料, 日用品 ※業務用含む)		2,572	1.17	36,357	1.89	2.7	5.6
資源化可能な物 合計		39,043	17.65	594,191	30.85	20.8	34.2
厨芥類	加工原料くず・製品くず	47,757	21.59	68,215	3.54	—	—
	調理期間切れ、売れ残りの食料品	15,578	7.04	34,481	1.79	—	—
	一般厨芥類	27,499	12.43	27,137	1.41	—	—
小計		90,835	41.06	129,833	6.74	42.7	35.1
厨芥類含む合計		129,877	58.71	724,024	37.59	63.5	69.3

注) 過去の調査結果とは、H4:「一般廃棄物処理基本計画策定に係る調査」、H9:「事業系廃棄物の減量化のための分別収集モデル事業」

許可業者による缶、びん、ペットボトル、古紙等の回収量・率

下表は、今年度、許可業者から提出された資源ごみのリサイクル状況調査票から得られた回収量をもとに、平成18年度の事業系ごみ年間回収量から回収率を推計したものです。

●許可業者による缶、びん、ペットボトル、古紙等の回収量・率

	缶類	びん類	ペットボトル	古紙類	厨芥類	合計
回収量 a (t/年)	2,571 t	924 t	962 t	19,744 t	2,446 t	26,647 t
事業系ごみ 中の量 b (t/年)	2,572 t	2,460 t	1,794 t	30,345 t	90,835 t	128,006 t
回収率 $\frac{a}{a+b}$ (%)	50%	27%	35%	39%	3%	17%

●業種別の資源化可能物の割合

	建設業 小計		製造業 小計		卸売業 小計		小売業 小計						飲食店 小計		事務所 小計		サービス業 小計		事業系ごみ 全体				
							スーパー等		コンビニエンスストア		その他小売業												
	(t)	(%)	(t)	(%)	(t)	(%)	(t)	(%)	(t)	(%)	(t)	(%)	(t)	(%)	(t)	(%)	(t)	(%)	(t)	(%)			
古紙類	新聞(折ったままのみ)	0	0.00	25	0.13	37	0.56	53	0.15	97	2.30	139	0.63	289	0.46	497	0.78	453	3.74	1,199	2.13	2,500	1.13
	折り込み広告	1	0.22	36	0.19	34	0.51	119	0.32	0	0.00	160	0.72	279	0.44	355	0.56	218	1.80	353	0.63	1,275	0.58
	雑誌	0	0.00	36	0.19	69	1.04	0	0.00	0	0.00	0	0.00	771	1.21	0	0.00	1,703	3.02	2,579	1.17		
	書類	0	0.00	0	0.00	159	2.39	50	0.14	0	0.00	0	0.00	50	0.08	7	0.01	33	0.27	166	0.29	415	0.19
	段ボール(部品等の小型除く)	38	6.82	438	2.32	994	14.97	474	1.30	0	0.00	1,280	5.79	1,754	2.79	5,042	7.91	137	1.13	2,478	4.39	10,880	4.92
	大型紙箱	0	0.00	0	0.00	4	0.06	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4	0.00
	色白紙(OA用紙)	17	2.96	263	1.39	68	1.02	84	0.23	0	0.00	85	0.38	169	0.27	32	0.05	240	1.98	562	1.00	1,350	0.61
	色付き紙	57	10.27	1,018	5.40	227	3.42	828	2.26	161	3.83	1,629	7.36	2,618	4.16	1,038	1.63	1,600	13.21	3,505	6.21	10,062	4.55
	印刷残紙・出版残紙	0	0.00	578	3.06	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	26	0.05	604	0.27
	紙パック(大型のみ、7%無し)	0	0.07	15	0.08	13	0.20	50	0.14	28	0.67	53	0.24	131	0.21	212	0.33	47	0.39	257	0.46	675	0.31
小計	114	20.34	2,408	12.76	1,605	24.17	1,658	4.54	286	6.80	3,346	15.12	5,290	8.41	7,954	12.48	2,726	22.52	10,247	18.18	30,345	13.73	
プラスチック類	トロボ	0	0.00	0	0.00	0	0.00	826	2.26	0	0.00	0	0.00	826	1.31	86	0.13	42	0.35	48	0.09	1,003	0.45
	ペットボトル	11	2.06	57	0.30	41	0.62	131	0.36	182	4.32	123	0.55	436	0.69	214	0.34	74	0.61	960	1.70	1,794	0.81
小計	11	2.06	57	0.30	41	0.62	957	2.62	182	4.32	123	0.55	1,262	2.00	300	0.47	116	0.96	1,009	1.79	2,796	1.26	
古布類	0	0.00	70	0.37	119	1.79	34	0.09	0	0.00	185	0.84	220	0.35	133	0.21	79	0.65	249	0.44	870	0.39	
びん類(飲料、食料・調味料、日用品 ※業務用含む)	0	0.00	122	0.65	38	0.57	131	0.36	533	12.66	203	0.91	867	1.38	491	0.77	22	0.19	919	1.63	2,460	1.10	
缶類(飲料、食料・調味料、日用品 ※業務用含む)	1	0.22	75	0.40	55	0.83	112	0.31	258	6.13	81	0.36	452	0.72	299	0.47	60	0.49	1,629	2.89	2,572	1.17	
資源化可能な物 合計	126	22.62	2,732	14.48	1,858	27.98	2,893	7.92	1,259	29.91	3,939	17.78	8,090	12.86	9,177	14.40	3,004	24.81	14,054	24.93	39,043	17.65	
厨芥類	加工原料くず・製品くず	0	0.00	905	4.80	0	0.00	9,265	25.32	0	0.00	6,531	29.52	15,796	25.11	23,221	36.44	0	0.00	7,835	13.89	47,757	21.59
	調理期間切れ、売れ残りの食料品	1	0.11	19	0.10	2,470	37.20	9,750	26.65	987	23.45	1,148	5.19	11,884	18.89	156	0.24	67	0.55	982	1.74	15,578	7.04
	一般厨芥類	5	0.92	5,356	28.40	307	4.63	2,373	6.49	471	11.20	656	2.97	3,500	5.57	10,877	17.07	1,392	11.50	6,061	10.75	27,499	12.43
	小計	6	1.03	6,280	33.30	2,777	41.83	21,387	58.46	1,458	34.65	8,335	37.68	31,180	49.57	34,254	53.75	1,459	12.05	14,878	26.38	90,835	41.06
厨芥類含む合計	132	23.65	9,013	47.78	4,636	69.81	24,280	66.38	2,717	64.56	12,273	55.46	39,270	62.43	43,431	68.15	4,463	36.86	28,932	51.31	129,877	58.71	

今回の調査結果を、H18年度許可業者収集量を基に拡大推計した。(年間)